

現 行	改 正 後
<p>【本編】 V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） （中略） V-3-1-4 本人確認、疑わしい取引の届出……………106 （中略） V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V-3-1-4 本人確認、疑わしい取引の届出 （1）意義 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、わが国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 （2）主な着眼点 ① <u>犯収法に基づく本人確認</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。 ア. 社内規則等において、<u>本人確認</u>を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 イ. <u>本人確認</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の利用者の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。利用者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 ウ. （略） エ. 過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、又は取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、その</p>	<p>【本編】 V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） （中略） V-3-1-4 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出……………106 （中略） V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V-3-1-4 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出 （1）意義 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく<u>取引時確認等の措置</u>（犯収法第 11 条に定める<u>取引時確認等の措置</u>をいう。以下同じ。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、わが国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 （2）主な着眼点 ① <u>取引時確認等の措置</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。 ア. 社内規則等において、<u>取引時確認等の措置</u>を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 イ. <u>取引時確認等の措置</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の利用者の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。利用者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 ウ. （略） エ. 過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、又は取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、その</p>

現 行	改 正 後
<p>利用者の<u>本人確認</u>について再確認が行われているか。</p> <p>オ. 利用者の<u>本人確認</u>に当たって、取引形態を考慮した措置が講じられているか。</p> <p>カ. 役職員の採用に当たって、マネー・ロンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>キ. 役職員に対して、<u>本人確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ク. <u>本人確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>② <u>犯収法に基づく「疑わしい取引の届出」</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>ア. 社内規則等において、「<u>疑わしい取引の届出</u>」を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>イ. 「<u>疑わしい取引</u>」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>ウ. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に該当するか否かの判断を行うに当たって、振替機関が取得した本人確認情報、取引時の状況その他振替機関が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案の上、<u>届出の必要性の判断</u>が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>エ. 「<u>疑わしい取引</u>」の判断に当たって、振替機関の業務内容、利用者の属性等が考慮されているか。</p> <p>オ. 役職員の採用に当たって、マネー・ロンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>カ. 役職員に対して、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職</p>	<p>利用者の<u>取引時確認</u>について再確認が行われているか。</p> <p>オ. 利用者の<u>取引時確認</u>に当たって、取引形態を考慮した措置が講じられているか。</p> <p>カ. 役職員の採用に当たって、<u>テロ資金供与</u>やマネー・ロンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>キ. 役職員に対して、<u>取引時確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ク. <u>取引時確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>② <u>疑わしい取引の届出</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>ア. 社内規則等において、<u>疑わしい取引の届出</u>を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>イ. <u>疑わしい取引</u>に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>ウ. <u>疑わしい取引の届出</u>に該当するか否かの判断を行うに当たって、振替機関が取得した本人確認情報、取引時の状況その他振替機関が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、<u>犯収法第 8 条第 2 項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 26 条及び第 27 条に基づいた届出の必要性の判断</u>が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>エ. <u>疑わしい取引</u>の判断に当たって、振替機関の業務内容、利用者の属性等が考慮されているか。</p> <p>オ. 役職員の採用に当たって、<u>テロ資金供与</u>やマネー・ロンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>カ. 役職員に対して、<u>疑わしい取引の届出</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職</p>

現 行	改 正 後
<p>職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>キ. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>本人確認と「疑わしい取引の届出」</u>が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>本人確認</u>の的確な実施により利用者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び利用者の取引態様等を総合的に勘案の上判断し、「<u>疑わしい取引の届出</u>」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて把握された本人確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第 20 条第 1 項の規定に基づく報告書を徴収することにより、振替機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、振替機関に対し、振替法第 21 条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>さらに、<u>本人確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときには、振替法第 22 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする。</p> <p>(注) <u>本人確認</u>の取扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置を執ることができることに留意する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>キ. <u>疑わしい取引の届出</u>に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>取引時確認と疑わしい取引の届出</u>が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>取引時確認</u>の的確な実施により利用者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び利用者の取引態様等を総合的に勘案の上判断し、<u>疑わしい取引の届出</u>が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて把握された<u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第 20 条第 1 項の規定に基づく報告書を徴収することにより、振替機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、振替機関に対し、振替法第 21 条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>さらに、<u>取引時確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときには、振替法第 22 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする。</p> <p>(注) <u>取引時確認</u>の取扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置を執ることができることに留意する。</p> <p>(以下略)</p>